

仕事と生活の調和に係る取組と課題について

団体名： 福岡県

1. 現行の取組

(1) 「子育て応援宣言企業」登録制度

登録制度の概要

-) 創設時期 平成15年9月
-) 登録内容 男女従業員の育児休業制度の活用促進のため、企業・事業所のトップが仕事と子育ての両立を支援するために取り組む内容を「宣言」するもの。
-) 登録期間 2年間
-) その他

宣言企業への入札参加資格審査加点

- ・ 県入札参加資格審査(建設業・物品関係)に係る加点(3点)
- ・ 入札参加資格審査加点に取り組む県内市町村の拡大を図る。

「育児休業促進ワンストップセンター」による相談受付

小規模事業所の就業規則整備、育児休業給付金請求、社会保険に関する

事務手続き等の支援を行うため、県社会保険労務士会と連携を取り設置

登録目標 3,000社(～H22年度) * 21年3月31日現在 2,146社

子育て応援社会づくりに向けた具体的取り組み(H20年度)

-) 「子育て応援宣言企業2000社突破大会」の開催

開催日 平成21年2月6日(参加人数 600人)

内容 優良企業表彰、基調講演、パネルディスカッション

-) 企業向け有用情報の提供

子育て応援宣言集、企業トップ向け情報誌の作成、週刊メールマガジン発行

H21年度 民間企業による子育て応援宣言登録自主的推進体制検討

登録制度に係る受賞

H20年1月 につけい子育て支援大賞2007(主催:日本経済新聞社)

H20年5月 第1回ベストマザー賞(主催:内閣府認証NPO法人ひまわりの会)

H20年11月 ワーク・ライフ・バランス大賞(主催:(財)社会経済生産性本部)

(2) 男性の子育て応援事業

NPOとの協働により「男性向けの子育て講座」を開催し、男性の家事・子育て参加の意義や重要性について理解を深めるとともに、男性が子育てに積極的に参加できる社会、それをあたたく応援する社会づくりを進める。

(講座) ワークショップ・意見交換・交流(全5回)

21年度は、企業や市町村への出前講座も開催予定

(3) 福岡県男女共同参画センター「あすばる」における各種講座

働く女性のための「あすばる天神サテライト講座」で、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーやトークイベント、男女共同参画フォーラム2008において、シンポジウム「仕事と生活の調和の実現に向けて」等を実施

(4) 仕事と生活の調和を考えるシンポジウムの開催(福岡労働局との共催)

2. 取組を進める中で障壁や隘路と感じていること

仕事と生活の調和の推進については、昨年度来、様々な取り組みが進められてきたところであるが、やはり最大の障壁となっているのは、仕事と生活の調和とは「余裕のある大企業が取り組むもの」や「社員の福利厚生の一つ」といった誤った理解やイメージが一部に根強いことなど、仕事と生活の調和の意義について、認識に大きな差が見られることではないか。

現下の経済・雇用情勢が厳しい中では、仕事と生活の調和どころではないという議論もしばしば聞かれるが、労働時間が減少しているこのような状況下の中で、仕事と生活の調和の取れた生活を少しでも体験し、その意義について認識を深めていく転機とする方策を考えていくべきである。併せて、そのためには、企業が具体的にどのような人事労務管理をすべきか専門的に助言するなどの支援策を講じていくことが求められる。

3. 取組をさらに進めるといふ観点から政府に期待すること（要望等）

（1）多様な働き方ができるような雇用環境の改善に関する措置

育児等のため労働時間を短縮した働き方を選択する場合、多くはパートタイマーへの変更となるなど、正社員と比べて企業内処遇の格差や公的制度の適用除外等の不利益を受ける可能性が高くなる。

また、一度、こうした働き方を選択してしまうと、正社員への復帰は非常に難しくなる。

その結果、育児等の時間を犠牲にして働き続けたり、出産・育児を経ながら働き続けることに躊躇を覚える状況が生じている。

こうした課題を解決するため、次のような取組を期待する。

最低賃金の引き上げ

賃金、教育訓練、福利厚生における均等・均衡の原則の普及促進

短時間正社員制度やフルタイムとパートタイムとの相互乗り入れが可能となるような制度の普及促進

社会保険、雇用保険の適用対象労働者の拡大

（2）少子化の危機的状況及び仕事と生活の調和の重要性に関する啓発